

客引き行為等防止指導・啓発業務委託
審査要領

1. 審査の対象事業者

次に掲げる事項全ての条件を満たすもの。

- (1) 四日市市入札参加資格者名簿に登載または登載予定であること。
なお、登録業種は、「警備」とする。(未登載または、登録業種が異なる場合は、5月20日までに、市が指定する書類を提出するとともに、三重県市町総合事務組合(<http://shichosogomie.jp/buppin.html>)で登載手続を済ませること。また、参加意向申出書に、登載手続中である旨を記載すること。)
- (2) プロポーザル実施公表の日から受託候補者の特定の日まで、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準(平成21年6月1日施行)の規定による入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

2. 審査委員会

- (1) 日程
令和8年6月3日(水)
- (2) 場所
四日市市役所本庁舎7階 701会議室
- (3) 審査形式
プレゼンテーション及びヒアリング

3. 審査の方法

最適な事業者を選定するため、各提案事業者が提出した企画提案書及びプレゼンテーション等の内容について、提案上限額内の見積価格で提案した者のうち、審査委員会が審査基準に基づき評価し、評価が最も高い事業者を受託候補者として選定する。

企画提案書を提出した事業者が多数だった場合は、事務局(市民協働安全課)にて企画提案書の内容をもって書類審査を行い、4者程度を審査委員会に諮る。書類審査を行う必要が生じた場合は、その結果を速やかに全事業者に通知する。

【審査】

- ・プレゼンテーション30分以内。質疑応答15分程度とする。
- ・提案事業者側の出席者は3人以内とし、質問に適切に対応できる担当者が回答すること。

- ・パソコン、プロジェクター等を使用する場合は、事前に市に連絡し、機材等は原則、事業者で準備すること。

※プレゼンテーション・質疑応答の方法や時間配分は、変更する場合がある。

4. 審査基準

審査項目、審査の視点は、企画提案内容を評価し評価点を与える。

評価点の満点は100点、審査員5名の合計500点とする。

なお、評価点合計の60%を基準点とし、基準点に審査委員数を乗じた300点に満たない場合は失格とする。